

事務連絡  
令和5年4月28日

関係団体御担当者各位

農林水産省 農産局  
技術普及課 生産資材対策室長

### 農作業中の熱中症対策の徹底について

日頃より熱中症対策を含めた農作業安全対策の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、農作業中の熱中症により多くの犠牲者が発生していますが、直近の令和3年の死亡事故調査においても全国で23名の尊い命が失われています。

このような中、政府全体においても、気候変動の影響によって熱中症による被害が更に拡大するおそれがある状況にあることを踏まえ、熱中症対策を一層推進することとし、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が今国会において制定されたところです。

このため、今般、別添のとおり農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号農林水産省農産局長通知）が発出され、「令和5年度農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の取組方針」に即した活動を展開することとされました。

つきましては、農業現場における熱中症対策の徹底に向け、各段の御助力をお願い申し上げます。現場周知に当たっては、局長通知に添付したパンフレット等を効果的に御利用いただきたいと考えていますが、以下のURLからダウンロードすることが可能ですので、適宜、加工等を行いつつお役立ていただければ幸いです。

熱中症対策：[https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html)

なお、本年4月27日の気象庁の発表によると、4月29日以降、向こう1カ月の気温は全国的に高く、特に、期間の前半は全国的に気温がかなり高くなる見込みであるとされています。

例年、体が暑さに慣れていない初夏から熱中症による救急搬送車が増加する傾向がありますので、当該取組方針に沿って、農業者に対する熱中症予防に向けた声かけを早期より展開くださいますよう関係機関、関係者に御依頼いただきたくお願い申し上げます。

担当：  
農林水産省農産局技術普及課  
生産資材対策室 農作業安全班  
鬼塚、安藤  
TEL:03-6744-2111